

◇ 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 (国民健康保険運営協議会部分の改正イメージ)

◎ 国民健康保険法施行令 (昭和三十三年政令第三百六十二号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国民健康保険運営協議会の組織)</p> <p>第三条 法第十一条第一項に規定する協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。</p>	<p>(国民健康保険運営協議会の組織)</p> <p>第三条 国民健康保険運営協議会(第五条第一項及び附則第一条の二において「協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。</p>
<p>2 前項の委員のうち、被保険者を代表するもの、保険医又は保険薬剤師を代表するもの及び公益を代表するものは各同数とし、被用者保険等保険者を代表するものは当該数の半数以上かつ当該数以内とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 法第十一条第二項に規定する協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 市町村協議会は、被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。</p>	<p>(新設)</p>

5 都道府県協議会及び市町村協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

附 則（※国保法施行令の附則）

（削除）

附 則（※整備政令の附則）

（市町村協議会の委員の任期に関する経過措置）

第●条 この政令による改正後の国民健康保険法施行令第四条の規定は、施行日以後に選任された市町村協議会の委員について適用

2 委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

附 則（※国保法施行令の附則）

（協議会を組織する委員の特例）

第一条の二 協議会は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

し、施行の際現に市町村協議会の委員である者については、なお従前の例による。